平成２２年（フ）第７８号
鹿児島県枕崎市塩屋北町382番地　モリコーポ塩屋101号
債務者　外園　真理
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６９号
北海道沙流郡日高町字清畠250番地の10
債務者　丹羽奈穂美（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台13番６号
公住27―113
債務者　清水　米三
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台13番６号
公住27―113
債務者　清水　礼子（旧姓明道）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
北海道浦河郡浦河町字野深391番地の393
債務者　高山　直人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
北海道浦河郡浦河町堺町西１丁目10番１―204号
債務者　前谷　捷子（旧姓村岸）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
北海道小樽市住吉町12番20号　松本彰方、前住所北海道小樽市新富町13番５号
債務者　松本　貴志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９１号
北海道小樽市花園１丁目８番19号
債務者　箱崎　静子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９４号
北海道小樽市花園２丁目６番17号、前住所北海道小樽市花園３丁目19番22号　レオパレス南小樽103号室
債務者　織田　英資
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９９号
北海道小樽市銭函１丁目25番６号、前住所札幌市手稲区新発寒四条６丁目15番８号　ノーブル・シゲ201号
債務者　高橋　和博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２６６号
北海道苫小牧市東開町４丁目１番６―401号
債務者　長谷山律子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２７２号
北海道苫小牧市桜坂町２丁目18番14号
債務者　酒井　香里（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５４号
宮城県東松島市赤井字川前一３番地７、前住所宮城県石巻市蛇田字下中埣６番地27
債務者　奥田　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
秋田県北秋田市浦田字白坂12番地、借入時住所群馬県前橋市龍蔵寺町307―４
債務者　田崎由美子（旧姓新）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県取手市井野3542番地
債務者　柿沼　輝夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
滋賀県彦根市甘呂町255番地５　307号、前住所滋賀県米原市高溝330番地13
債務者　加藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２５２号
滋賀県東近江市桜川東町444番地
債務者　福永　敏和
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部